

諮問番号：令和2年（処分）諮問第1号

答申番号：令和3年答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した、処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による保育所等の利用（転所）を保留とする旨の処分についての令和2年2月12日受付審査請求（以下「本件審査請求」という。）を棄却することが適当であるという、審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は、妥当である。

### 第2 事実の経過

- 1 令和元年9月20日、審査請求人A（以下「審査請求人」という。）は、処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）に対し、審査請求人の子であるB（以下「申込児童」という。）について、保育所等の転所申込みを行った。申込児童は、〇〇年〇〇月〇〇日生まれで、平成31年度は〇〇保育所の2歳児クラスに入所していた。
- 2 転所申込みは、令和2年4月以後の転所希望についてのものであり、転所理由は、審査請求人がその母の看護のために転職し、通園に支障が出ているため、職場から近隣の園への転所を希望するものであった。転所を希望する施設は、第1希望は〇〇幼稚園、第2希望は〇〇保育園であった。
- 3 令和2年1月24日、処分庁は、審査請求人らに対し、保育所等の転所を保留（不可）とする利用調整に関する処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 令和2年2月12日、審査請求人は、西宮市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- 5 令和2年7月30日、審査庁は、本件審査請求について棄却することが適切である旨の意見を付し、関係記録を添付して本審査会に諮問した。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 申込児童は保育の認定を受けているにもかかわらず、保育の利用を不可とされるとなると、保育の利用する権利が侵害され、著しい不平等が生じるとともに、審査請求人らも就労が困難となる。
- (2) 審査請求人の夫は、仕事の都合上、通園の援助は困難であり、審査請求人はその母の通院の援助及びその祖母の介護をしているため、心身ともに疲労困憊しており、現状が継続すれば就労が困難になり、生活が困窮するため、転園を切願する。

(憲法第13条、第14条及び第25条、児童福祉法第1条)

## 2 審査庁の主張

本件処分は、児童福祉法、西宮市保育の利用に関する規則（以下「規則」という。）等の法令に基づき適正になされたものであり、違法又は不当な点は見当たらない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 理由

(1) 保育所等への入所（転所）申込みがあった場合、市は、保育所等の利用について利用調整を行うこととされている（児童福祉法附則第73条第1項の規定により読み替えられた同法第24条第3項）。

そして、西宮市においては、規則を制定し、保育所等を利用しようとする児童の保護者からその申込書が提出されたときは、当該児童の保育の必要性の程度に応じて、市長が別に定める基準に基づき保育所等の利用の調整を行うこととしている（規則第4条）。

また、利用調整については取扱通知によることとしており、取扱通知において、利用調整は、利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行い、その上で、施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用者をおっせんすることとしている。

処分庁においては、規則第4条の規定及び取扱通知を受けて、利用調整基準表（調整指数を含む。）を定め、これに基づいて申込児童の指数を〇〇〇点とした。

そして、本件利用調整において、審査請求人が転所を希望した施設のうち、3歳児クラスで入所可能な施設は〇〇幼稚園のみであったが、当該施設に入所が内定した最下位の児童の指数が〇〇〇点であり、申込児童の指数がこれよりも低かったことから、審査請求人が希望する保育所等については、いずれも入所することができないこととなる。

(2) この点、審査請求人は、審査請求人の夫が仕事の都合上、通園の援助を行うことが困難であり、審査請求人はその母の通院の援助及びその祖母の介護をしているため、心身ともに疲労困憊しており、現状が継続すれば就労が困難になり、生活が困窮するため、転園を切願すると主張する。

当該主張が、保育所等の転園の可否について利用調整を行うことが違法又は不当であると主張しているものであるか、本件指数づけが違法又は不当であると主張しているのかは判然としないが、児童福祉法附則第73条第1項の規定により読み替

えて適用する同法第24条第3項においては、当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが、保育所、認定こども園、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされており、この規定を受けて取扱通知が発出されているが、取扱通知においては、利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行い、その上で、市町村は、施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用をあっせんすることとし、高い指数の順番からあっせんした上で、同じ指数であれば、利用希望順位を踏まえて利用をあっせんすることとしている。

以上のとおり、利用希望者が保育所等の利用定員を超える場合において利用調整を行い、保育所等の転園の可否を決定することは、児童福祉法の予定するところであり、妥当な制度であるから、この点に違法又は不当な点はない。

次に、本件指数づけについて検討するに、審査請求人の夫が仕事の都合上、通園の援助を行うことが困難であることは、利用調整基準表及び調整指数において調整されるべき事項とはなっていない。

また、審査請求人が就労しながら介護を行っている点については、利用調整基準表において、就労・就学事由及び介護事由にそれぞれ該当するものであるが、これらの指数については利用調整基準表別表第1備考の規定により調整された結果、90点とされている。就労・就学事由に係る基準指数については、1日8時間を超えて就労した場合及び週5日を超えて就労した場合のいずれの場合においても、その最大値が90点とされていることに鑑みると、審査請求人に係る基準指数を90点としたことについて、不合理であるとは言えない。

以上の点から、本件指数づけについて、違法又は不当な点はない。

- (3) 以上のとおり、処分庁による指数の決定及び利用調整については適正になされており、審査請求人が希望する施設についてはいずれも転所することはできないことから、本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点はない。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審査請求人の主張について

審査請求人は、本人の就労状況、その母の通院援助及び介護の必要性、その夫の就労状況等の事情から、本件処分により、保育の利用する権利が侵害され、著しい不平等が生じるとともに、審査請求人らも就労が困難となるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求をしたものと認められる。なお、審査請求人は、審査請求人らの置かれた事情から、本件審査請求を行う根拠として、憲法第13条、第14条及び第25条並びに児童福祉法第1条を掲げている。

### 2 本件処分の違法性又は不当性について

(1) 保育所等への入所(転所)申込みがあった場合、市は、保育所等の利用について利用調整を行うこととされている(児童福祉法附則第73条第1項の規定により読み替えられた同法第24条第3項)。

そして、西宮市においては、規則を制定し、保育所等を利用しようとする児童の保護者からその申込書が提出されたときは、当該児童の保育の必要性の程度に応じて、市長が別に定める基準に基づき保育所等の利用の調整を行うこととしている(規則第4条)。

また、利用調整については取扱通知によることとしており、取扱通知において、利用調整は、利用者ごとに保育の必要度について指数(優先順位)づけを行い、その上で、施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用者をあつせんすることとしている。

処分庁においては、規則第4条の規定及び取扱通知を受けて、利用調整基準表(調整指数を含む。)を定め、これに基づいて申込児童の指数を〇〇〇点としたとする。

本審査会は、提出された証拠「①令和2年度保育利用申込関係書類計5通、②利用調整基準表1通、③平成31年度保育利用申込関係書類計6通」を精査するとともに、審査庁にも事務局を通じ、事実関係について調査照会したところ、審査請求人について、外勤、1日8時間以上及び週5日以上就労で、基準指数の90点となること(介護事由の指数は就学・就労事由の指数を下回るため加算せず)、審査請求人の夫について、同様の就労状況で基準指数の90点となること、利用保留期間が6か月から11か月となり、調整指数は6点となること、これらを合計して〇〇〇点になることに相違ないことを確認した。

そして、本件利用調整において、審査請求人が転所を希望した施設のうち、3歳児クラスで入所可能な施設は〇〇幼稚園のみであったが、当該施設に入所が内定した最下位の児童の指数が〇〇〇点であり、申込児童の指数がこれよりも低かったことから、審査請求人が希望する保育所等については、いずれも入所することができないこととなる。

(2) この点、審査請求人は、審査請求人の夫が仕事の都合上、通園の援助を行うことが困難であり、審査請求人はその母の通院の援助及びその祖母の介護をしているため、心身ともに疲労困憊しており、現状が継続すれば就労が困難になり、生活が困窮するため、転園を切願すると主張する。

このような事情に基づいた主張について、保育所等の転園の可否について利用調整を行うこと及び本件指数づけについて、違法又は不当な点がないかを検討する。

児童福祉法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する同法第24条第3項においては、当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが、保育所、認定こども園、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行

うこととされており、この規定を受けて取扱通知が発出されているが、取扱通知においては、利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行い、その上で、市町村は、施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用をあっせんすることとし、高い指数の順番からあっせんした上で、同じ指数であれば、利用希望順位を踏まえて利用をあっせんすることとしている。

以上のとおり、利用希望者が保育所等の利用定員を超える場合において利用調整を行い、保育所等の転園の可否を決定することは、児童福祉法の予定するところであり、妥当な制度であるから、この点に違法又は不当な点はない。

次に、本件指数づけについて検討するに、審査請求人の夫が仕事の都合上、通園の援助を行うことが困難であることは、利用調整基準表及び調整指数において調整されるべき事項とはなっていない。

また、審査請求人が就労しながら介護を行っている点については、利用調整基準表において、就労・就学事由及び介護事由にそれぞれ該当するものであるが、これらの指数については利用調整基準表別表第1備考の規定により調整された結果、90点とされている。就労・就学事由に係る基準指数については、1日8時間を超えて就労した場合及び週5日を超えて就労した場合のいずれの場合においても、その最大値が90点とされていることに鑑みると、審査請求人に係る基準指数を90点としたことについて、不合理であるとは言えない。

以上の点から、本件指数づけについて、違法又は不当な点はない。

- (3) さらに審査請求人は、審査請求人らの置かれた事情から、本件審査請求を行う根拠として、憲法第13条、第14条及び第25条並びに児童福祉法第1条を掲げている。

児童の権利の保障に係る児童福祉法第1条の規定は憲法の理念にも照応しているが、これらを法的根拠とする権利の請求のためは、法令のより具体的な定めが必要であり、児童福祉法の根拠条項により適正に行われた本件処分は、憲法及び児童福祉法に適合していると認められるから、審査請求人らの置かれた事情を勘案しても、その主張には理由がないと言わざるを得ない。

- (4) 以上のとおり、処分庁による指数の決定及び利用調整については適正になされており、審査請求人が希望する施設についてはいずれも転所することはできず、憲法及び児童福祉法の理念に基づく主張にも理由がないから、本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点はない。

## 第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
令和2年7月30日	—	諮問書を受理
令和2年11月20日	第23回審査会	諮問内容の検討
令和2年12月11日	第24回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
令和3年1月20日	第25回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
令和3年3月4日	第26回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
令和3年3月30日	第27回審査会	答申案の審議
令和3年5月18日	—	答 申

西宮市行政不服審査会  
会長 藤 本 久 俊  
委員 近 藤 剛 史  
委員 前 田 雅 子